

容器包装リサイクル法の再改正に向けた動きが始まろうとしています。国の審議会では来年から検討がはじまります。私たち市民団体としては、前回改正では事業者の反発により実現できなかった拡大生産者責任（EPR）の徹底を、次回改正では是非とも実現をしたい、との思いがあります。そこで、改正容り法の評価をすると共に、これまで作成した「市民案」の点検や点検をしようとして、連続学習会を企画しました。その第1回学習会を、8月25日、石名坂賢一氏（千葉大学非常勤講師）を講師に開催しました。当日の参加者は約30名で、活発な質疑や議論がありました。以下、そのポイントを紹介します。

講師：石名坂 賢一氏（千葉大学非常勤講師）

テーマ：「容り法再改正のポイントとEPR徹底の方向性について」

2009年8月25日（火）、飯田橋セントラルプラザ

次回改正に向けた論点整理のポイントとして、「人」「モノ」「金」で切り分けることを提案。

- ・ 「人」は、3者の役割をどうするかという点。市民、行政、事業者が一緒に頑張らないと上手くいかないという法律は、容り法ぐらいであり、その意味で、たいへん興味深い法律といえる。
- ・ 「モノ」は、ガラス、缶、プラ、紙の個別品目の他、どのような製品を作るか、にも注目が必要。例えば環境配慮設計（DfE）という点。余談だが、超軽量化したPETボトル「イロハス」は、軽くなりすぎて、リサイクルの機械選別の際、飛んでしまい選別できないという問題が発生している。
- ・ 「金」は、費用負担のあり方である。前回の改正では、レジ袋対策は明記されたが、有料化の法制化は見送られた。また、質の高い分別をめざすために設けられた「拠出金制度」であるが、まもなく、拠出金がもらえる自治体、もらえない自治体が決まる。容器包装比率が95%ならばもらえる。またその以下でも90%以上で、昨年より2%向上した自治体はもらえる。これは矛盾を含んでいる。例えば88% 90%の自治体はもらえるが、93% 93%の自治体はもらえない、といった事例。また、次年度にももらうために、わざと容器包装比率を下げるといった事も考えられる。

市民が法律の改正に関与する方法として、パブコメの活用や事実の提供が有効

- ・ パブコメは、その内容やしかるべき団体か、も重要だが、数も重要。たくさん出したほうがよい。
- ・ 法律を改正するには省は、審議会を立ち上げ、さらにプレ調査をしたりをする。そのときに海外事例など、参考にする。今回、事業者団体は「欧州におけるプラスチック製容器包装リサイクル状況調査報告書」に紹介された、「ソーティングセンター」を重視していると思われる。これは素材別に分別する施設で、国主導で素材別に分けた方が安く、質の高いリサイクル商品ができる、という声が出てくると推測される。その際は、PPやPEだけを抜き取り、その他はリサイクルしない、という選択肢になるのではないかとと思われる。しかし、この分

別は、水洗い費用が高いなどの課題がある。

- ・ この報告書は、以下よりダウンロードできます。

<http://www.jcpra.or.jp/law/what/pdf/01.pdf>

プラ・リサイクル手法など、プラ・リサイクルについて

- ・ 「拠出金」の判定基準には、他にも課題が多い。例えば、市民がプラを入れて出す袋だけで、容器以外の比率が3%になってしまっているのが現状。
- ・ マテリアル優先は、マテリアル業者を儲けさせる仕組みになっている。引き取ったプラの半分は燃やすことができるし、製品をつくり安値（例えば1円）で売っても、協会からはトン8万円が支払われる、となっているので、はたして、きちんとした商品になっているのか。
- ・ 優先枠は、すぐに撤廃は廃業などの問題が出るので、段階的に縮小すべきだと思う。

その他について

- ・ 前回改正議論では、「EPR」の言葉に経済界からの反発が起きたので、EPRという言葉を使わないで、「連携」という切り口で、糸口を見つけられないか。
- ・ EPRは、容器包装ばかりでなく製品も含めた、EPR法をつくる方が良いとも思われる。
- ・ 廃棄物会計は、平成17年国でも立ち上げて、平成19年公開して、呼びかけたが、内容が難しすぎて、手がつけられないでいる市町村が多く、広まっていない。しかし、三重県や群馬県など、頑張っているところもある。

以上、文責・3R全国ネット事務局